

令和5年度「かごしま子ども調査」企画募集要項

1 募集の趣旨

令和5年4月1日に「こども基本法」が施行され、国においては、本年6月に「こども未来戦略方針」を示しており、年内には「こども大綱」の策定が予定されている。

県では、国の動きを踏まえつつ、「かごしま子ども未来プラン2020」の後継計画を令和6年度に策定予定としており、同計画に包含する「子どもの貧困対策計画」の基礎データを得ることを目的に、標記調査の実施を委託する者を募集する。

2 応募資格

次の(1)から(5)の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 物品又は役務の調達等に係る有資格業者の指名停止に関する要綱（平成15年鹿児島県告示第416号）第3条又は第4条の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成23年生文第197号）第3条の暴力団排除措置の対象となる法人等に該当しない者であること。
- (4) 内閣府が令和2年度に実施した「子供の生活状況調査」と種類及び規模を同じくする調査研究等に係る契約を締結し、これらを全て誠実に履行した実績があること。
- (5) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること

3 応募方法等

- (1) 企画書（任意様式，A4縦サイズで統一）の提出
仕様書に基づく内容であって、次のア～ウを満たす内容であること
ア 企画概要（業務内容，スケジュールなど）
イ 調査フォームの画面イメージ
ウ 参考見積書
エ 会社概要（企画提案者の組織体制，経営状況，事業内容，調査実績，業務を受託するにあたってのセールスポイント）
オ 企画提案者の個人情報の取扱い及び個人情報保護に関する規定等
- (2) 提出部数
6部
- (3) 提出期限
令和5年9月5日（火曜日）午後5時まで（必着）
- (4) 提出先
〒890－8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県くらし保健福祉部 子育て支援課 子ども育成係（県庁4階）

(5) 留意事項

- ア 提出期限を過ぎた場合は受付できません。
- イ 提出された企画書は、受託決定後も返却しません。
- ウ 採用された企画案は、協議の上、内容変更を行う場合があります。
- エ 参加に要する一切の費用は、参加者負担とします。
- オ 参加資格のない者や提出書類に虚偽の記載をした者の提出した書類は無効とします。
- カ 委託業務の遂行に当たり、疑義が生じた場合またはこの仕様に定めのない事項については、県と十分協議を行うものとします。

4 委託方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定を適用し、企画提案方式による随意契約とする。

5 委託費

5, 206千円（上限額。消費税10%含む。）

6 委託期間

委託契約の日から平成6年3月29日（金）まで

7 委託業務の概要

県が平成28年度に実施した「かごしま子ども調査」及び内閣府が令和2年度に実施した「子供の生活状況調査」の調査項目を基本とした質問項目及びそれに対する回答選択肢を作成し、鹿児島県内43市町村における県内の公立中学2年生及びその保護者（約14,500組）に対し、アンケート調査を行い、回答を集約するほか、データの分析及び学識経験者による考察並びに報告書を作成する。

調査はオンライン回答とし、親子別々にQRコードを付した調査案内文を学校を通じて生徒へ配布する。

8 提案を希望する内容

- (1) 子どもと保護者を1組にして分析を行う必要があるため、オンライン回答で互いを紐付けることを可能とする手法
- (2) 集計結果から市町村別にデータを集約する手法
- (3) 特定の質問項目に回答した生徒の学校を特定する手法
- (4) 生徒は学校のタブレット等を用いて回答、保護者は生徒が持ち帰った調査票をスマートフォンを用いて回答することを想定している。前回調査では、回答率が33%ほどに留まったため、回答率をあげるための方策（電子ポイント付与等）。今回調査の回答率の目標は50%以上としている（令和2年度内閣府調査回答率 54.3%）。
- (5) 学校を通じて配布することから、学校現場の負担を少なくする手法
- (6) 回答率が低かった場合の調査督促の手法

9 選定方法

提出された応募書類により書類審査・選考を行い、受託者として1団体を決定する。

10 実施スケジュール（予定）

令和5年8月25日（金）	質問等受付締切
8月28日（月）	質問回答
9月5日（火）	企画提案書提出期限
9月7日（木）	審査委員会（書面審査）
8日（金）	結果通知

11 委託上の留意事項

- (1) 事業を実施する際、全部を一括して第三者に委託することはできません。
- (2) 本事業の委託費によって、備品等の財産を取得することは原則として認められません。受託者がやむを得ず取得を必要とする場合は、委託者と協議するものとします。
- (3) 本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできません。

【申込先・問合せ先】

〒890-8577鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県くらし保健福祉部子育て支援課子ども育成係 担当：別府・菱田

電 話：099-286-2466

FAX：099-286-5561